

高速増殖原型炉もんじゅに係る今後の冷却告示による 原子力事業者防災業務計画の修正に向けた対応について

1. はじめに

高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という）は、平成30年3月28日に廃止措置計画の認可を受けた後、炉心に370体及び炉外燃料貯蔵槽に160体に貯蔵されていた燃料体の取り出しを令和4年10月に燃料池に移送する作業を完了した。

また、原子力事業者防災業務計画についても、全ての燃料体が原子炉から取り出され、燃料池に貯蔵されたことから、原子力災害対策指針に定める施設区分の変更に伴う緊急時活動レベルの修正を令和4年12月9日に行った。

今後、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（以下、「冷却告示」という。）を受けて、緊急事態を判断する施設区分を「原子力災害対策指針表2.7.⇒9.」「規則チ→規則ヌ」に変更し、原子力事業者防災業務計画へ反映していくにあたり、以下の事項について意見交換を行いたい。

2. 意見交換事項

（1）事業者として冷却告示のために対応すべき事項

次の評価結果の説明（照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたことに関する評価等）

- ①使用済燃料の健全性評価
- ②未臨界性の評価
- ③周辺公衆への放射線被ばく評価

〔①～③の評価：廃止措置計画認可申請書ベース〕

（2）冷却告示に向けたスケジュール

①上記（1）①～③の内容説明（JAEA）：

約5～6ヶ月（目標：2023年10月～2024年3月頃）

②冷却告示の手続き（NRA）：

③冷却告示案パブコメ対応（NRA）：

（3）冷却告示を踏まえた原子力事業者防災業務計画への反映について

緊急事態を判断する施設区分が「原子力災害対策指針表2.7.⇒9.」「規則チ→規則ヌ」に変更となることに伴うEAL項目の削除（EAL30等）